

市町村合併時における区域外設置の公の施設 に関する他団体利用及び事務委託の手続き

質 問

A市は、地方自治法（以下「法」という。）第244条の3第1項の規定に基づくB村との協議により、同村に公の施設である青少年野外活動センターを設置し、当該施設を同村住民の利用に供させている。また、当該施設の管理については、法第252条の14の規定に基づきB村に事務の委託を行っている。

このたび、B村が合併によりC町に編入されることとなったが、A市は合併後も事務の委託を継続したいと考えており、C町も当該施設を同町住民の利用に供させたいと考えている。この場合、どのような手続きが必要となるか。

回 答

C町が、合併後当該施設を旧B村区域を含むC町住民の利用に供させるためには、法第244条の3第2項の規定に基づきA市と協議を行う必要があります。

また、A市は新たにC町と事務の委託の手続きを行う必要があります。

解 説

1. 公の施設について

(1) 公の施設の区域外設置

公の施設とは、法第244条第1項の規定に基づき住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために、普通地方公共団体が設ける施設であり、具体的には、公園、公共図書館、公民館、公共下水道などが挙げられます。普通地方公共団体は、地域をその構成要素の1つとしていることから、公の施設の設置についてもその区域内に限られるのが原則ですが、例外として、法第244条の3第1項の規定に基づき、関係普通地方公共団体との協議により、その区域外に公の施設を設けることができるとされて

います。

これは、公の施設を当該普通地方公共団体の区域外に設置できないとすれば、本来の行政目的を達成することが困難となる場合があり、逆に、他の地方公共団体との合意に基づいてその権能を区域外に及ぼし得るとすることが、当該公の施設を設置しようとする地方公共団体にとっても、また、設置されようとしている区域の地方公共団体にとっても共に利益となる場合が考えられるからです。

なお、この協議は、当該公の施設を設ける区域の住民との間に使用関係を生ずる場合にのみ必要になると解されています。（行実昭28.12.2）

(2) 他団体の公の施設の利用

次に、同条第2項では、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を、自己の住民の利用に供させることができるとされています。公の施設の中には、必ずしも自己の住民の利用にのみ限定せず、他の地方公共団体の住民の利用をも認めることが、その設置の目的からも、また、その維持の上からも適当であることが少なくないことから、他の地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる途を開いたものです。

なお、同条第1項及び第2項の協議については、いずれも関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされています（法第244条の3第3項）。

(3) 相談事例の検討

A市は、法第244条の3第1項の規定に基づくB村との協議により、当該施設をB村区域内に設置し、同村住民の利用に供させてきましたが、相談事例のように、C町がB村を編入した後、C町が当該施設を旧B村区域を含むC町の住民の利用に供させようとする場合に、同条に基づく協議の要否が問題とな

ります。

市町村合併があった場合の事務の取り扱いに関しては、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継するとされていますが、A市との協議はB村との間でなされたものであり、合併により直ちに合併後のC町全域にその効力が及ぶと解することは困難です。

したがって、C町が当該施設を区域全体の住民の利用に供させようとする場合には、新たにA市と法第244条の3第2項に基づく協議を行うことが必要となります。

2. 事務の委託について

(1) 事務の委託

法第252条の14の規定に基づく事務の委託とは、普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に具体的な事務の一部、すなわち、法律行為又は事実行為をすることを委ねることをいいます。委ねられた普通地方公共団体は、受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を有することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲においてその権限がなくなることとなります。

事務の委託を行うには、関係普通地方公共団体は、協議により規約を定める必要があり、その協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければなりません（法第252条の14第3項、法第252条の2第3項）。

(2) 相談事例の検討

さて、相談事例のように事務の委託の相手方であるB村がC町に編入される場合、当該事務の委託関係がC町に引き継がれるかどうか問題となります。

当該事務の委託の規約はA市とB村との間で定められたものであり、編入によってB村は法人格を失うため、A市とB村の委託関係は存続しないものと解されています。したがって、A市は改めてC町と事務の委託の協議を行い規約を定める必要があります。

最後に、B村への事務の委託は、合併に伴い存続

しないこととなりますが、事務の委託を廃止しようとするときは協議してこれを行わなければならない旨規定されていることから（法第252条の14第2項）、A市とB村においては、廃止のための協議及び議会の議決（法第252条の14第3項、法第252条の2第3項）を行っておくことが適当であると解されます。

（大阪府総務部市町村課行政グループ）